

相模原市監査委員公表第1号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第1項及び第2項の規定に基づき市立小・中学校等の監査を行ったので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

令和6年1月11日

相模原市監査委員 高 梨 邦 彦

同 橋 本 慎 一

同 阿 部 善 博

同 森 繁 之

1 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第2項の規定に基づく監査

2 監査の実施日程

令和5年4月27日から令和6年1月10日まで

3 監査の対象

(1) 対象校等

ア 一次調査

全105校(小学校69校、中学校34校、義務教育学校2校)

イ 二次調査

一次調査の結果等により次に掲げる小・中学校を抽出し、二次調査を行った。また、中学校の現金等の管理に関連する事務について、教育委員会事務局(学務課)を追加した。

小学校 (14校)	上溝小学校、星が丘小学校、旭小学校、向陽小学校、 相原小学校、谷口台小学校、橋本小学校、作の口小学校、 くぬぎ台小学校、陽光台小学校、若草小学校、 二本松小学校、夢の丘小学校、串川小学校
中学校 (6校)	相模台中学校、谷口中学校、中央中学校、串川中学校、 内郷中学校、藤野中学校
事務局	学務課(現金等の管理に関連する事務)

(2) 対象年度及び対象事務

令和4年度及び令和5年度に執行した次に掲げる事務

ア 児童・生徒の安全確保について

イ 現金等の管理について

ウ 再配当予算の執行について

4 監査の着眼点

監査の実施に当たり、想定されるリスクを踏まえ、相模原市監査基準(平成29年相模原市監査委員訓令第1号。以下「監査基準」という。)第11条第6項第4号の規定に基づき、次のとおり主な着眼点を定めて監査を行った。

監査対象事務	リスク	主な着眼点
(1) 児童・生徒の安全確保について	遊具等において事故が発生するリスク	遊具等の維持管理は安全確保の観点から適切に実施されているか。 ア 点検は適切に実施されているか。 イ 修繕は適切に実施されているか。
	薬品等の紛失及び事故発生リスク	理科薬品の管理は適正に行われているか。
(2) 現金等の管理について	現金等が紛失するリスク	現金等の管理及び出納は適正に行われているか。
(3) 再配当予算の執行について	不適正な公金の支出が行われるリスク	予算の執行は適正に行われているか。

5 監査の主な実施手続

監査基準第14条及び第15条の規定に基づき、試査を基本とし、次の手法により実施した。

(1) 一次調査

全校に対し調査票の回答及び関係書類の提出を依頼し、監査対象事務の状況を把握した。

(2) 二次調査

一次調査における調査票の回答内容等に基づき対象校を抽出し、必要書類が適切に作成されているか、遊具等の維持管理等が適切に実施されているかなどを次の調査により確認した。

ア 書面調査

(ア) 遊具等点検報告書、理科薬品管理台帳等

(イ) 預金通帳、現金出納簿等

(ウ) 予算整理簿、予算執行票、支出負担行為兼支出命令書、請求書等

イ 現地調査

(ア) 遊具等の安全対策及び理科薬品の管理

(イ) 現金等の管理

(ウ) 再配当予算により購入した物品等の実在性

(3) 聞き取り調査

調査票による調査、書面調査及び現地調査を補足するため、学校長等に対し、次に掲げる事項について聞き取り調査を実施した。

- ア 遊具等の点検、修繕等
- イ 現金、通帳、印鑑等の保管方法等
- ウ 予算執行の手続等

6 監査の結果

監査基準及び令和5年度小・中学校等監査実施計画に基づき監査した限りにおいて、結果は次のとおりである。

(1) 指摘事項

再配当予算の執行について調査したところ、令和5年度の消耗品費の執行において次のような事例が見られた。

ア 陽光台小学校の6月分トナー代及び4月～6月分新聞代の支出において、予算執行票の検査・検収年月日は6月30日であったが、支出命令の起案日は8月28日となっていた。

このことについて確認したところ、6月30日にそれぞれ請求書を受領し、同日付けで受付印を押印したが、他の支払と併せて処理をするために一旦保管した。その後、8月28日付けで受付印を押印し直し、同日を請求日として支出手続を行ったとのことであった。

イ 若草小学校のトナー代の支出において、5月分の支出命令書の検査検収日及び請求日は5月31日であったが、4月分の検査検収日は5月1日、請求書の受付日は6月分と同日の6月30日となっていた。

このことについて確認したところ、4月分の検査検収後に請求書を受領し、事務職員が不在であったため受付印を押印せずに一旦保管することとしたが、そのまま支出手続を失念し、5月分の支払を行った。その後、4月分が未払であることが判明したため、6月分の支払と併せて処理することとし、4月分の請求書に6月30日付けで受付印を押印し、同日を請求日として支出手続を行ったとのことであった。

政府契約の支払遅延防止等に関する法律の運用方針(昭和25年4月7日付け理国第140号大蔵省理財局長通達)に示された「対価の支払時期」においては、「適法な支払請求書」とは受理のときにおいて形式的に整備されておれ

ば足りるとし、「受理」とは単なる到達を指すものではなく相手方の支払請求書が到達しこれを処理し得る状態におくことをいうが、この到達が所定の執務時間内であれば当然受理すべきであり、形式的に適法な支払請求書を受領した後はその内容の不当が相手方の故意又は重大な過失によるものでない限りこれを受領した日から約定期間は進行し、手元にある期間の累積によって約定期間が満了することもあり得るから、支払請求書受領後の処理は迅速的確なることが要請されるとしている。

また、相模原市会計規則(平成4年相模原市規則第10号。以下「会計規則」という。)では支出の手続として、第45条、第48条及び第49条において、支出命令権者は債権者の請求書を受領したときは直ちに支出の内容等が法令又は契約に違反する事実がないことを確認の上、請求年月日等の事項を備えた請求書等を添付した支出命令書を作成しなければならない旨を規定している。

本件について見ると、陽光台小学校では6月30日に、若草小学校では4月分の検査検収後に形式的に適法な支払請求書を受領しており、その請求の内容が不当ではなかったことから、その受領日を会計規則に規定する請求年月日として速やかに支出手続を行う必要があったにもかかわらず、支出手続を行う日を請求年月日として支払を行ったことは不適正な事務処理である。

支払遅延は、債権者の資金繰りに影響を生じさせる可能性があり、市民等の信頼を損なうものであることから、請求書を受領した際は速やかな支出手続により、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)に規定する時期までの支払に遺漏のないよう適正に再配当予算の事務を執行されたい。

(2) 検討すべき事項

現金等の管理について調査したところ、中学校課外活動助成金(以下「助成金」という。)に係る支払書類において、学校が作成した出納簿及び予算執行票の購入品目と業者から徴した領収書に記載された品目が異なる等、購入品目、数量、単価等の内訳が確認できない事例が多数見られた。

助成金は校長が代表を務める各中学校(義務教育学校の後期課程を含む。)の課外活動運営委員会が行う課外活動に要する経費を市が助成するもので、その対象経費は相模原市中学校課外活動助成金交付要綱(昭和58年4月1日施

行。以下「交付要綱」という。)第2条各号において規定するところ、学務課の中学校課外活動助成金取扱い手引き(令和4年4月改訂。以下「取扱い手引き」という。)では備えるべき書類を預金通帳、出納簿及び立替整理簿とし、交付を受けた助成金の執行に当たっては業者等から領収書を受領し、品名・用途が不明な場合は学校で直接書き込むなど明確にする旨が示されている。

領収書は、民法(明治29年法律第89号)第486条第1項に規定する受取証書であって、金銭の支払を受けた者がその受領事実を証明するために作成し、その支払者に交付する証拠証書であることから、金銭を支払った学校が品名等を書き込んで補完した領収書をもって助成金の対象経費に該当するかどうかを確認する証拠書類とすることは不適正な事務処理である。

当該制度を所管する学務課においては、交付要綱及び取扱い手引きを見直し、助成金の審査に当たっては内訳が記載された見積書等の証拠書類により対象経費の確認を行うなど、適正に助成金事務を執行されたい。

(3) 小・中学校等におけるその他の事務の執行は、おおむね良好と認められた。